

鹿児島県立短期大学に対する短期大学認証評価結果

I 判 定

2024年度短期大学認証評価の結果、鹿児島県立短期大学は本協会の短期大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2025年4月1日から2032年3月31日までとする。

II 総 評

鹿児島県立短期大学は、「深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな教養と職業又は实际生活に必要な能力を育成し、もって地域社会の発展に寄与する」ことを理念に掲げ、「教養教育と専門教育の有機的連携を図り、社会情勢の変化に的確に対応するために必要な課題探求・解決能力を育成すること及び社会の形成に主体的に参画するために必要な豊かな人間性を涵養することを基本に、教育研究を行う」ことを教育上の目的として定めている。また、設置団体である鹿児島県教育基本計画の中に項目として明示されている「魅力ある県立短期大学づくり」を中期的な計画として位置付けて、教育研究活動の充実に向けて取り組んでいる。

内部質保証については、従来は、「全学運営委員会」を中心とする委員会と学科の個別の活動で行ってきたが、2022年度から「自己評価・将来構想委員会」を内部質保証の推進組織とする新たな体制を構築し、「自己点検・将来構想委員会」のもとに内部質保証部会を設けて、内部質保証を体系的に行っていくことを目指している。しかし、「内部質保証要綱」で明示する「自己評価・将来構想委員会」と内部質保証部会の役割と実際の内部質保証プロセスにおける両組織の役割に一部齟齬があることから、内部質保証に関わる組織の役割や権限を明確にして、内部質保証における役割を十分に果たすことが望まれる。

教育については、全学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は策定していないものの、いずれの学科も、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて教育課程を体系的に編成し、方針に即した学習成果の評価を行っている。また、アクティブラーニングを採り入れているほか、他学科他専攻の科目を教養科目として履修できる開放科目制度を設けたり、他の短期大学や高等専門学校との単位互換制度によって学生の興味関心に応じて幅広い分野の学習ができる措置を講じている。各専攻の授業（履修学生数）の規模は少人数に抑えており、卒業研究においても効果的な教育となるよう配慮している。生活科学科生活科学専攻が2021

年度に、4つのデザイン系列を柱とするカリキュラムへ変更するなど、カリキュラムの見直しや学生の教育を効果的に行うための取り組みを全学的に推進している。

鹿児島県内唯一の公立短期大学として、多様な社会連携・社会貢献のチャンネルを有しており、鹿児島市と連携したプロジェクトの実施や地域研究所が実施する地域の諸問題に関し、人文・社会・自然の各領域にわたる調査・研究を行っている。また、奄美群島など離島でのサテライト講座を継続的に開講していることなども、特徴といえる。さらに、学生が関わる社会連携・社会活動を数多く展開しており、近隣自治体の地域おこしポスターの作成、県の催しへのボランティア参加、地域特産品の魅力発信活動の実施及びコンテストへの入賞等の実績を上げており、理念に掲げる「地域社会への寄与」を実現する取り組みとして、高く評価できる。

一方で、改善すべき点も見受けられる。学習成果の把握・評価に関し、卒業論文及び授業評価アンケート等で測るとしているものの、これらにおいて学位授与方針に示した知識・技能等の習得状況を把握する方法・指標は確立されていない。学科・専攻によっては、学位授与方針とカリキュラムとの対応を明示したり、資格取得の状況から把握することに努めているが、これらにおいても明確に学位授与方針に示した学習成果を把握するには至っていないため、各学科・専攻の学位授与方針に明示する学習成果を測定するよう改善が求められる。そのほか、2023年度にハラスメント事案が発生したことに対し、以降は毎年複数回の研修を開催したり、ガイドラインを改正して学生からのアンケートの実施や外部の相談窓口を設けるなどの再発防止策を講じているが、短期大学として、これらの方策を組織的かつ継続的に実施していくことが求められる。

今後は、内部質保証の取り組みを通じて課題を解決するとともに教育研究の充実につなげることを期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学科・専攻科の目的を適切に設定しているか。

理念・目的として「深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな教養と職業又は实际生活に必要な能力を育成し、もって地域社会の発展に寄与する」ことを鹿児島県条例と短期大学学則（以下「学則」という。）に定めている。

上記の理念に基づき、短期大学の教育研究上の目的として「教養教育と専門教育の有機的連携を図り、社会情勢の変化に的確に対応するために必要な課題探求・解決能力を育成すること及び社会の形成に主体的に参画するために必要な豊

かな人間性を涵養することを基本に、教育研究を行う」ことを学則に定めている。

これらを踏まえ、各学科で人材養成の目的を定めている。例えば、商経学科では目的を「広く世界、日本、地域の経済・社会と企業の構造と運動を研究し、情報処理の技法習得を通して、柔軟な思考力と企画力を有し、地域に貢献できる人材を育成すること」と定めている。

以上のことから、短期大学として掲げる理念に基づき、短期大学の目的及び各学科における人材養成の目的を適切に設定しているといえる。

② 短期大学の理念・目的及び学科・専攻科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

短期大学の理念・目的は、学則に定めており、ホームページに掲載することで、社会に対し公表を行っている。さらに、各学科の人材養成の目的については、『学生便覧』に掲載しているほか、入学時に開催するオリエンテーション等において、説明を行っている。教職員に対しては、『鹿児島県立短期大学諸規程集』（以下「規程集」という。）を配付し周知している。

なお、これら理念・目的については、保護者に対しては、「鹿児島県立短期大学振興会」総会の場で説明を行い、県内の高等学校長との「教育懇話会」や高等学校進路指導担当教諭を対象にした「入試連絡会」においても説明を行っている。

以上のことから、短期大学の理念・目的を適切に明示して教職員及び学生に周知し、社会に公表しているといえる。

③ 短期大学の理念・目的、各学科・専攻科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

鹿児島県教育委員会が策定する鹿児島県教育振興基本計画において、「魅力ある県立短期大学づくり」を掲げ、重点項目を定めている。具体的には、2024 年度から 2029 年度までの第 4 期鹿児島県教育振興基本計画において、5 年間の中・長期計画の主な取り組みとして「文理融合による情報教育などの教養教育と専門教育のバランスのとれた質の高い教育」「鹿児島の魅力を伝える講義や体験学習の実施など鹿児島の魅力を活かす教育」「国際感覚の涵養を目的とした学生の海外研修や海外留学の実施」等を定めて実施するとしている。

なお、鹿児島県教育振興基本計画における取り組みのひとつとして、「外部の公的評価機関による認証評価結果を基に、教育の内容・方法の改善や施設整備等の充実に努めること」を掲げており、2017 年度の認証評価の結果、提言された事項についても改善に取り組んでいる。

以上のことから、短期大学の理念・目的の実現に向け、将来を見据えた中・長期計画その他の施策を設定しているといえる。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証のための全学的な方針として「鹿児島県立短期大学の基本方針」に、「定期的な自己点検・評価の努力をつうじて、教育・研究・社会貢献・管理運営等の活動の実情を正確に把握し分析するとともに、社会の課題やニーズに対応し適法性に配慮してたえず必要な改善をはかり、高等教育機関にふさわしい質保証とその質の向上に努める」と定めている。また、「鹿児島県立短期大学教育研究等点検・評価規程」において、自己点検・評価を質的水準の向上と活性化のために活用するものとしている。

2022 年度には、権限や役割、関連組織との関係を明確にするため、「内部質保証要綱」を新たに制定し、委員会規程の改正も行った。「内部質保証要綱」では、短期（単年度）のPDCAサイクルと、中長期のPDCAサイクルについて、担当する組織と役割を明示している。すなわち、短期のPDCAサイクルでは、内部質保証部会が、関係する委員会、学科等と協力して検証を行い、「自己評価・将来構想委員会」に報告し、同委員会は報告に基づき必要な改善策を検討し、公表する。関係する委員会、学科等は改善策に基づき改善を行い、「自己評価・将来構想委員会」に報告する一連のプロセスを明示している。また、中長期のPDCAサイクルでは、内部質保証部会が自己点検・評価等の結果に係る報告書案を作成し、「自己評価・将来構想委員会」に提出し、同委員会は、報告書案を審議のうえ、自己評価等の結果に係る報告書を作成し、公表することを明示している。くわえて、同委員会は、「外部評価報告書」及び認証評価の結果に基づき、必要な改善策を検討し、公表すること等必要に応じて中長期的な内部質保証について検討を行うと定めている。

短期のPDCAサイクルにおける「自己評価・将来構想委員会」による検証と改善策の検討は、ホームページで公表する教育情報に反映している。中長期のPDCAサイクルでは、自己点検・評価報告書、認証評価結果、外部評価についてホームページで公表している。また、「鹿児島県立短期大学の基本方針」「鹿児島県立短期大学教育研究等点検・評価規程」「内部質保証要綱」「鹿児島県立短期大学委員会規程」は規程集に含めることで、全教員に共有している。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているといえる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

2021 年度までは、「全学運営委員会」が主体となって自己点検・評価を行う体

制を採っていたが、2022 年度から「鹿児島県立短期大学委員会規程」に、内部質保証については「自己評価・将来構想委員会」の所掌事項とすることを明示するとともに、「自己評価・将来構想委員会」のもとに内部質保証部会を設けている。

「自己評価・将来構想委員会」は、委員長として学長、委員として三役（学生部長、附属図書館長、地域研究所長）、学科長、事務局長及び学長が指名する者で構成することを「鹿児島県立短期大学委員会規程」に定めている。なお、現在、学長が指名する者は置いていない。同委員会の所掌事項については、「鹿児島県立短期大学教育研究等点検・評価規程」に定めている。また、短期のPDCAサイクルでは、内部質保証部会からの報告に基づき必要な改善策を検討、公表する役割を担い、中長期のPDCAサイクルでは、内部質保証部会が作成した報告書案を基に審議し、報告書を完成させ、公表するほか、外部評価及び認証評価の結果に基づき、必要な改善策について検討し、公表する役割を担うことを「内部質保証要綱」に明示している。

内部質保証部会は、「鹿児島県立短期大学委員会規程」に基づき、部会長として学長、委員として三役、学科長、事務局長に加え、学長が指名する者として、入試委員長、教務委員長、学生委員長を選出し、構成している。同部会の役割として、短期のPDCAサイクルにおいては、委員会・学科の総括のとりまとめ及び検証を行い、その結果を「自己評価・将来構想委員会」に報告するほか、中長期のPDCAサイクルにおいては、自己評価等の結果に係る報告書案を作成し、「自己評価・将来構想委員会」に提出することを「内部質保証要綱」に明示している。

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているといえる。ただし、③で後述するように、「内部質保証要綱」で明示する「自己評価・将来構想委員会」と内部質保証部会の役割と実際の内部質保証プロセスにおける両組織の役割に一部齟齬があることから、改善が望まれる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

「鹿児島県立短期大学の基本方針」に明記している教育研究上の目的、及び①で述べた内部質保証のための全学的な方針を踏まえ、各学科・専攻の3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー））を定めている。3つの方針については、年度末に実施する委員会・学科の総括（「例年的に取り組んだ主な課題」「本年度新たに取り組んだ課題」「次年度への継続課題」「次年度の新規課題（予定）」「その他」の項目からなる）の中で、各学科においては、その教育目的の適切性とともな点検・評価している。

短期的なPDCAサイクルについては、①で既述したように、内部質保証部会

が原則として年に1回、関係する委員会・学科等と協力して検証を行い、委員会・学科の総括をとりまとめ、「自己評価・将来構想委員会」に報告し、「自己評価・将来構想委員会」は、その報告に基づき、必要な改善策を検討し、公表することとしている。しかしながら、実態としては、内部質保証部会において、関係する委員会・学科等と協力して点検・評価を行うだけでなく、その結果を踏まえた改善策の検討についても同部会が行っている。また、中長期的なPDCAについても、「内部質保証要綱」では、内部質保証部会の案に基づき、「自己評価・将来構想委員会」が自己評価等の結果に係る報告書を作成し、公表するほか、同委員会が外部評価や認証評価の結果に基づき、必要な改善策について検討し、公表するとしているが、実際には、「自己評価・将来構想委員会」の役割を内部質保証部会が担っている。

このように、「内部質保証要綱」で定める短期及び中長期のPDCAサイクルにおいて明示している「自己評価・将来構想委員会」の役割を実際には内部質保証部会が担っており、「自己評価・将来構想委員会」が機能しているとはいえない。今後は「自己評価・将来構想委員会」と内部質保証部会の役割分担を明確にし、PDCAサイクルを適切に機能させるよう、改善が求められる。

これまでの改善事例として、設置者との意見交換に基づき、基本方針や3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）の見直しを行ったことが挙げられる。また、委員会・学科の総括の結果を踏まえた改善・向上の事例として、「教務委員会」の次年度への継続課題を受けて、全学的なスポーツ・健康科目の見直しや英語英文学専攻のカリキュラム改正を行っている。

なお、前回の短期大学認証評価の際に指摘された事項については、「自己評価・将来構想委員会」が中心となって対応している。

以上のことから、点検・評価及びその結果を踏まえた改善・向上に取り組んでいるものの、その際の「自己評価・将来構想委員会」と内部質保証部会の役割分担は行われていないことから、内部質保証に係る組織を整理し、そのもとで改善・向上を図ることが求められる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教育研究活動、自己点検・評価結果等は、主にホームページの「情報の公表・公開」サイトにて公表している。また、教育職員免許法施行規則の改正に伴う公表義務化に対応し教員の養成の状況についての情報を公表している。認証評価にかかわる事項については「認証評価」のサイトにて公表し、認証評価結果だけでなく、自己点検・評価報告書や外部評価報告書も掲載、更新している。さらに、

地域研究所が毎年発刊している雑誌『くろしお』では、地域研究、国際交流活動、教員の研究・社会活動について公表しており、紙媒体に加えてホームページにも掲載している。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性については、2021 年度までは「全学運営委員会」、2022 年度以降は「自己評価・将来構想委員会」で、点検・評価を行っている。

①に既述した通り、内部質保証の必要性について「全学運営委員会」で検討した結果、2022 年度にPDCAサイクルを明記した「内部質保証要綱」の整備や関連規程の改正を行った。内部質保証については「自己評価・将来構想委員会」が所掌するが、各委員会や学科が担う役割も大きい。今後は、点検・評価結果に基づく改善・向上に関し、2022 年度から設けられた内部質保証部会がその任を十分に果たしているかを検証し、更なる機能の向上・充実につなげることを期待したい。

<提言>

改善課題

- 1) 「内部質保証要綱」において、内部質保証部会が関係する委員会、学科と協力して点検・評価した結果を「自己評価・将来構想委員会」に報告し、その結果を踏まえて同委員会が改善策の検討を行うことを明示しているものの、実際には、内部質保証部会において改善策の検討も行うなど「自己評価・将来構想委員会」と内部質保証部会の役割が明確ではない。内部質保証に係る組織の役割分担・権限を明確にし、内部質保証体制を整備したうえで点検・評価の結果に基づく改善・向上に向けたPDCAサイクルを機能させるよう、改善が求められる。

3 教育研究組織

<概評>

① 短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科、その他の組織の設置状況は適切であるか。

短期大学の理念・目的に基づき、第一部（昼間課程）には文学科（日本語日本文学専攻・英語英文学専攻）、生活科学科（食物栄養専攻・生活科学専攻）、商経学科（経済専攻・経営情報専攻）、第二部（夜間課程）には商経学科を設置し

ている。これらの学科は、地域の多彩なニーズに対応する人材育成のため、人文・自然・社会といった幅広い分野で構成している。

また、「深く専門の学芸を教授研究する」ために附属図書館、「地域の諸問題に関し、人文・社会・自然の各領域にわたる研究・調査を行い、もって地域の生活と文化の向上に寄与すること」を目的として地域研究所を設置している。さらに、文学科及び生活科学科には教職課程、生活科学科食物栄養専攻には栄養士養成課程を設置している。

以上のことから、教育研究組織は、短期大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請、地域の環境等に配慮したうえで、適切に構成しているといえる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性についての点検・評価は、「全学運営委員会」が実施していたが、2023 年度からは「自己評価・将来構想委員会」が、各学科、「図書館・情報システム委員会」「地域研究・生涯学習委員会」の委員会総括文書に基づき行っている。2017 年度には、「広報委員会」及び広報編集部会の組織改善を行うなど、教育研究組織の改善・向上に取り組んでいる。

以上のことから、教育研究組織の適切性について点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取り組んでいるといえる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

学位授与方針については、各学科専攻において教育研究上の目標を踏まえて定めている。例えば、商経学科経済専攻では、「地域経済から国際経済・法学まで幅広く学び、身近な生活を地域社会やグローバル社会と結びつけて考えることができる」「地域社会の動きを把握し、同時に産業の分析ができる」等の3項目を学生が卒業までに身につけるべき能力として定めている。なお、全学の学位授与方針は策定していないため、策定することが望まれる。

学位授与方針は、『学生便覧』に掲載するとともに、ホームページで公表している。

以上のことから、授与する学位ごとに学位授与方針を定め、公表しているといえる。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

学位授与方針に基づき各学科専攻の教育課程の編成・実施方針を定めるとともに、各学科専攻共通の教養科目や、文学科、生活科学科の4専攻に共通する教職科目についても教育課程の編成・実施方針を定めている。

例えば、生活科学科生活科学専攻では、「生活全般を対象とした実践的な専門知識と技能の習得、さらに柔軟な思考力やデザイン力の獲得を目指して、カリキュラムを学科共通科目と5系列からなる専攻専門科目（専門基礎系、ライフデザイン系、ファッションデザイン系、ビジュアルデザイン系、建築デザイン系）で構成」し、「専攻専門科目は5系列とも講義や実習、演習を通じ、実践的な少人数教育により、主体的に取り組む力を伸ばします」等と定めている。また、文学科日本語日本文学専攻では、「カリキュラムは、専門基礎科目、日本語学科目、日本文学（古典）科目、日本文学（近代）科目、地域文学・中国文学科目、卒業研究で構成」し、「専門基礎科目」では、「大学の教育カリキュラムにスムーズに移行するためのリテラシー教育、専門分野を学ぶために必要な基礎的能力と知識の習得」を行うなど、科目ごとに定めている。なお、学科によっては、実施に関する方針が分かりにくいことから、改善を期待したい。

教育課程の編成・実施方針は、『学生便覧』に掲載するとともに、ホームページでも公表している。

以上のことから、授与する学位ごとに、概ね適切に教育課程の編成・実施方針を定め、公表していると判断できる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を各学科共通の「教養科目」と各学科専攻の専門科目から編成し、体系的に編成した授業科目を開設している。

「教養科目」は、第一部では、「人文」「社会」「自然」の3分野の科目によって社会の事象を分け、地域における文化と世界の多様な文化との相互理解（グローバルとローカル性）を促進し、学際的な科目の学修を通じて、現代の諸問題の課題探求、問題解決能力の向上に資する「総合」分野の科目、「情報科目」「外国語科目」「スポーツ・健康科目」を開設している。

専門科目については、例えば、生活科学科食物栄養専攻では、生活科学科目（学科共通科目）、基礎科目、応用科目に関する科目群で構成し、栄養士としての基礎的知識を身につけ、実践力の修得を目指している。生活科学科目は、食物栄養専攻と生活科学専攻の両専攻で共通して学ぶべき生活学基礎科目と専門導入科目であり、人間、生活、文化、社会との関連性を重視するとともに、健康で豊かな人生を創造でき、心身の健康を養い、情報化の進展に対応した教育を行っている。また、専攻専門科目は、基礎科目と応用科目に分かれている。基礎科目で

は、社会生活と健康、人体の構造と機能など栄養学の基礎、調理学など、栄養士に不可欠な知識・理論を学び、応用科目では、ライフステージや病態に沿った栄養学、栄養の指導などの栄養士業務に関わる知識と技術を、実習・実験を通じて学ぶなど、専攻にふさわしい授業科目をきめ細かく開設し、教育課程の順次性、体系性に配慮した編成に努めている。また、生活科学科生活科学専攻で、2021年度に「ライフデザイン系」「ファッションデザイン系」「ビジュアルデザイン系」「建築デザイン系」の4つのデザイン系列を柱とするカリキュラムへ変更し、各デザイン系の専門性をより明確にするなど、カリキュラムの見直しや学生の教育を効果的に行うための取り組みを「教務委員会」で検討し、教授会の審議を経て全学的に実施している。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

授業方法は、科目の内容に応じて、講義、演習、実習の授業形態を採用している。また、他学科他専攻の科目を教養科目として履修できる開放科目制度及び他短期大学、高等専門学校との単位互換制度によって学生の興味関心に応じて幅広い分野の学習ができる措置をとっている。

また、各学科において、学生の学習を活性化する特色ある取り組みを行っている。例えば、文学科英語英文学専攻では、アクティブラーニングを採り入れるほか、ビデオや音楽、写真などのマルチメディア教材を使って学生の興味を惹くトピックを取り扱うなどの工夫をしている。

シラバスには、「授業のテーマ及び概要」「到達目標」「テキストと参考文献」「スケジュール」「授業外学習」「成績評価の方法」等の項目があり、「成績評価の方法」については、可能な限り複数の評価方法を用いて成績評価に占める割合を明記するとともに、教務委員が記載内容を確認している。

各専攻における履修学生数は少人数に抑えている。複数の学科にまたがる一般教養や教職科目、文学科日本語日本文学専攻の2学年合同の必修科目、教養科目の外国語科目や文学科英語英文学専攻のコミュニケーション科目、実習科目、卒業研究など、科目ごとに適切な人数となるようにしている。

授業評価アンケートについては、各学期授業終了時だけでなく、各学期中盤に中間アンケートを実施している。アンケート結果は学科FD会議で検討し、学期内に教育目標に沿った成果の検証と授業改善に取り組むなど、その結果を活用している。

単位の実質化を図るための措置として、第一部の各学科では、1年間に履修登録できる単位数の上限を設定し、第二部商経学科においては、時間割上の履修可

能な授業数に制限を設けることにより、単位の実質化を図っている。生活科学科食物栄養専攻の臨床栄養学実習は、夏季休業期間中に実施しているほか、教職課程等の上限に含めない科目については、夏季休業期間中や年度末休業中に集中講義として実施することで、学習時間を担保している。学生に周知するため、入学時に『学生便覧』を使った履修指導や履修登録時のオリエンテーションで説明を行うほか、各学期の受講登録時に学科専攻の教務委員を中心に、周知を図っている。今後も学生の履修状況を検証しつつ単位の実質化に取り組むことが望まれる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価は、「鹿児島県立短期大学履修規程」に基づき行っている。その方法は『学生便覧』に明示しており、各科目の具体的な評価方法とその評価比率は、シラバスに記載している。また、成績評価及び単位認定の全学的なルールの設定は、各学科FD会議を経て「教務委員会」で検討のうえ、教授会で決定している。

既修得単位の認定については、「教務委員会」で審議し、教授会の議を経て学長が認定している。

学位授与に関する基準は、学則に定めており、必要な修業年限以上在籍し、卒業要件に該当する所定の単位を修得しているかを確認し、教授会で卒業判定を行い、学長が卒業を認定した者に学位を授与している。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているといえる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学位授与方針を踏まえてカリキュラムを編成していることから、卒業に必要な必修科目と選択科目を履修することにより、学位授与方針に定めた卒業までに身につけるべき能力を取得できるとしている。そのため、文学科英語英文学専攻では、カリキュラムツリーを作成することにより、学位授与方針と教育課程との関係を明確にしている。

学習成果の測定は、卒業論文の作成及び「授業改善のための授業評価アンケート」の実施を通じて行っているほか、通常の学期においては、個々の授業科目の試験やレポート等を通じて実施している。「授業改善のための授業評価アンケート」では、学生に授業に対する意欲、学習時間など取り組みの度合い、理解度、知的刺激を受けたかどうか等に関する質問を設けて自己認識を問うようにしており、集計結果は「FD委員会」でとりまとめ、FD委員を通じて学科に伝達し、学科FD会議において授業改善に生かしている。「卒業研究」では、1年次後期の「演習Ⅰ」、2年次前期の「演習Ⅱ」などで学修した力を総合的に駆使し、学生自らが課題を発見し、その解決に取り組んでおり、生活科学科食物栄養専攻を

除く全学科・専攻において、「解決能力を育成する」という教育研究上の目的を踏まえ、学びの集大成として卒業論文の提出を必須としており、総合的な学習成果を測定する指標とするとしている。なお、「卒業研究」を開設していない生活科学科食物栄養専攻は、栄養士養成を目的とするため、原則として栄養士免許取得を学習成果の目安としている。しかしながら、卒業論文及び授業評価アンケートを通じた学習成果の把握・評価の取り組みは、学位授与方針に示した知識・技能等の習得を確認する方法としては確立していない。また、学科・専攻によっては専門職に係る資格取得状況で評価したり、学位授与方針とカリキュラムの対応を示したカリキュラムツリーを作成しているが、これらにおいても明確に学位授与方針に示した学習成果を把握するには至っていない。各学科・専攻の特性も踏まえ、学位授与方針に示した学習成果を測定するための指標・手法を開発し、学習成果の測定に全学的に取り組むよう改善が求められる。くわえて、より客観的に学習成果の可視化を図るため、「卒業研究」に関しては、統一的な評価基準を設けることが望まれる。

以上のことから、卒業論文及び授業評価アンケート等を通じて学習成果の把握・評価に取り組んでいるものの、いずれも学位授与方針に明示した学習成果を適切に測定する方法として十分とはいえないため、改善が求められる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程及びその内容、方法の適切性については、適宜学科・専攻ごとに必要に応じて検証している。また、定期的な点検・評価として、毎年度末に、各学科・委員会が年度の活動を総括した報告書を作成しており、その中で教育課程や教育内容・方法についての次年度の検討課題を報告し、次年度以降の「教務委員会」で改善案を検討している。学習成果の評価・測定は「FD委員会」が中心となって検討し、「教務委員会」及び各学科にフィードバックして教育改善につなげている。

これにより改善された事例としては、柔軟な時間割編成と学生のニーズに対応した教養のスポーツ健康科目のカリキュラム改正（2023年度改正、2024年度より実施）、英語英文学専攻における学生の学力の変化や学習ニーズに対応したカリキュラム改正（2023年度実施）などがある。

以上のことから、教育課程の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上の取り組みを行っているといえる。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（専門職短期大学及び専門職学科のみ）

該当なし。

<提言>

改善課題

- 1) 卒業論文及び授業評価アンケート等を通じて学習成果の把握・評価に取り組んでいるものの、いずれも学位授与方針に示した知識・技能等の習得を確認する方法としては確立していない。また、学科・専攻によっては専門職に係る資格取得状況で評価したり、学位授与方針とカリキュラムの対応を示したカリキュラムツリーを作成しているが、これらにおいても明確に学位授与方針に示した学習成果を把握するには至っていない。各学科・専攻の特性も踏まえ、学位授与方針に示した学習成果を測定するための指標・手法を開発し、学習成果の測定に全学的に取り組むよう改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学生の受け入れ方針は、短期大学全体として、教育目標に沿って求める学生像を「基礎的な学力を身につけて、地域社会において意欲的に活躍する人」「世界の中で思考し、地域に根ざした活動のできる人」「少人数教育の場に意欲を持って参加する人」「創造的な行為を生む知的な冒険をする人」と定めている。また、各学科専攻の求める人材として、例えば、文学科日本語日本文学専攻では「①日本語の歴史的変遷や方言など言語に興味・関心のある人 ②日本の古典文学や近・現代文学に興味関心のある人 ③中国の文学や中国語に興味・関心のある人 ④日本語教育を通じた国際交流に興味・関心のある人 ⑤中学校教諭二種免許（国語）を取得して、国語教育に関わる進路を目指す人」の5つに分類・明示し、一般選抜と学校推薦型選抜の二つの区分で、重視する項目や習得しておくべき知識と学習歴を挙げ、それを測定するための判定方法を示している。また、第一部、第二部商経学科では上記の選抜方法に加えて社会人選抜や有職者特別選抜での受け入れ方針を挙げ、必ずしも学習歴によらず、意欲と関心を持つ社会人や有識者を求めることを明記している。

学生の受け入れ方針は、『学生募集要項』やホームページの「情報の公表・公開」で公表するとともに、オープンキャンパスや進学ガイダンス等で受験生や高等学校、社会一般に広く周知している。

以上のことから、各学科・専攻で適切に学生の受け入れ方針を定め、公表しているといえる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

入学者選抜は、主として第一部学校推薦型選抜、第二部特別推薦選抜、一般選抜からなる。このほかに第二部有職者特別選抜、商経学科社会人選抜、私費外国人留学生選抜がある。

入学者選抜方法や合格判定の基準は『学生募集要項』等に明記しているほか、『大学案内』で概略を紹介している。多様な学生の受け入れに関しても、『学生募集要項』に趣旨と入試方法を明示している。また、授業料やその他の費用、授業料減免や奨学金等の経済的支援に関する情報は『大学案内』『学生募集要項』に明記のうえ、入試連絡会や進学ガイダンスで周知を図っている。

入学者選抜にあたっては、学生部長の統括のもと、学校推薦型選抜・特別推薦型選抜・社会人選抜においては、試験当日に入試本部を設置し、実施要領に基づいて実施している。採点が終了した後は、学科・専攻ごとに選考委員会を開催し、教授会は、その選考結果をもとに判定教授会で確定する。一般選抜においては、大学入学共通テスト及び個別学力テストの結果をもとに、学科・専攻ごとに合格者数と合格の点数基準と採用基準を決定し、判定教授会で合否を判定している。

以上のことから、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているといえる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

入学定員及び収容定員は、学則において学科・専攻別に定めている。過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率は、概ね適正なものとなっている。

少子化や4年制大学志向等により志願者が減少しているため、2024年度入学試験では、文学科日本語日本文学専攻、同学科英語英文学専攻、生活科学科食物栄養専攻、同学科生活科学専攻において、学校推薦型選抜の推薦人数の上限設定を廃止するとともに、一部を県外の高等学校に推薦の枠を広げる工夫を行っている。

以上のことから、適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数も収容定員に基づき適正に管理しているといえる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性については、「入試委員会」が中心となって点検・評価を行っている。各学科・専攻において、年度の終わりに、その年の入学者選抜のデータに基づき入学者選抜方法、入学定員の入試区分別の割り振り、推薦入試

の対象や推薦人数等を検証し、「入試委員会」は、これらの反省事項や課題を学科・専攻ごとにまとめ、必要に応じて見直しや改善案の検討を行っている。学生の受け入れ方針については、学科会議で学位授与方針や教育課程の編成・実施方針との整合性を確認しつつ、高大連携システムの改革も視野に入れながら、適切性を検証している。点検・評価の結果に基づく改善事例として、追加合格手続における作業手順の厳格化や入試業務マニュアルの改訂のほか、2024 年度入学試験では、文学科日本語日本文学専攻、同学科英語英文学専攻、生活科学科食物栄養専攻、同学科生活科学専攻において、学校推薦型選抜の推薦人数の上限をなくするとともに、県外の高等学校への推薦枠の拡張を行っている。くわえて、共通テスト「情報Ⅰ」の一般選抜での採用を、ホームページや高等学校との入試連絡会において公表した。なお、「入試委員会」や各学科が年度の活動を総括した報告書は、2022 年度までは「全学運営委員会」、2023 年度以降は内部質保証部会が点検することによって、次年度の改善につなげている。

以上のことから、学生の受け入れの適切性を定期的に点検・評価し、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

6 教員・教員組織

<概評>

① 短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

求める教員像及び教員組織の編制に関する方針は、「鹿児島県立短期大学の基本方針」において「本学に所属する教員は、たえず高い学術研究能力とすぐれた実践的教育能力の形成に尽力し、大学全体としては、個々の教員の諸能力が十分に発揮できるような学科・専攻の教員組織を編制するとともに、必要に応じてその適切な改編に努める」と定めている。そのうえで、各学科の教授定員を「教授定員の基本的な考え方」に基づいて割り振っている。教員に求める能力・資質については、「鹿児島県立短期大学教員選考規程」等に明記している。業績評価基準については、「鹿児島県立短期大学の常勤教員選考のための業績評価基準について」において、研究業績、教育業績、学内行政・業務業績の分野ごとに明示している。また、年度当初に年齢構成・男女比・職位等の項目について人事方針が決められ、採用や昇任人事の方針となっている。各学科・専攻では担当分野の専門性を重視しつつも、大学全体の目的や人事方針を踏まえて教員を求めているため、学科・専攻ごとの編制方針は定めず大学全体の方針に準じた扱いとしているが、全学科・専攻とも教育目的に沿った専門分野の教員を配置している。なお、第一部商経学科と第二部商経学科は教育目的・内容の重複部分が多いため、それぞれの所属教員は一体となって教員像や教員組織についても検討している。

上記の方針は、規程集の冒頭で明示し、また、人事方針についても、教授会審議を経ることで教員間の認識共有を図っている。

以上のことから、理念・目的に基づき、求める教員像や各学科・専攻等の教員組織の編制に関する方針を適切に明示しているといえる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

基幹教員制度は導入しておらず、従前の短期大学設置基準に基づき専任教員の配置を行っている。いずれの学科・専攻においても、短期大学設置基準に定める専任教員数、教授数を充足している。なお、2023年度は、生活科学科生活科学専攻1名、第一部商経学科経済専攻1名、あわせて2名の教員が未充足であったが、いずれの補充人事も速やかに手続が行われ、2024年度に着任している。教員組織の編制については、項目①で述べた通り、各学科・専攻の専門性に応じて主要科目に対応した教員を配置している。また、年齢構成及び性別のバランスは適切であり、外国籍をもつ教員、実務家経験をもつ教員も一定数いる。なお、ティーチング・アシスタントやスチューデント・アシスタントの制度は導入していない。

以上のことから、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているといえる。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集・採用・昇任については、「鹿児島県立短期大学教員選考規程」と「鹿児島県立短期大学教員選考規程細則」に基づき行っている。

教員採用は公募で行っており、採用選考の手続については、学科会議で発議した人事案件を、人事委員会、教授会にて審議のうえ、選考委員会を設置して調査・審議を行い、選考結果を教授会で審議している。昇任選考も概ね同様のプロセスで行っている。選考においては、「鹿児島県立短期大学の常勤教員選考のための業績評価基準について」に定める各種業績基準を用いている。なお、助教の人事については、「助教に係る人事の申し合わせ事項」を別途定めている。規程に従った人事以外には行っておらず、教員の募集・採用・昇任における公正性に配慮している。

以上のことから、教員の募集・採用・昇任等は公正に定められたプロセスに従って、適切に行っているといえる。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

教員の教育能力の向上、教育課程・授業方法の開発・改善につなげる組織的な

取り組みは、主に「FD委員会」が担っている。

具体的な活動として、授業改善に関する学生アンケートを、学期途中に行う「授業改善のための中間アンケート」と、学期末に行う「授業改善のためのアンケート（授業評価アンケート）」として実施している。特に、後者は「FD委員会」が集計・分析を行い、科目ごとの結果を教員に通知している。教員は、通知された内容をもとにコメントを書き、それらを冊子にまとめ、学生に公開している。また、専任教員が他の教員の授業を参観することで授業改善に役立てることを目的とした「教員による授業の公開・参観」のほか、「学生と教育を語る会」では、各学科、各学年の代表者から授業、就職指導、教育環境等について学生の生の声を聞き取り、その結果を「FD報告書」に記述している。さらに、年3回行う「FD講演会・研修会」は、「職場のメンタルヘルス」など特定のテーマを決めて実施している。

教員の研究活動や社会貢献等の活性化や資質向上については、「地域研究・生涯学習委員会」のもとにある研究支援部会において、科学研究費補助金の獲得に関する情報交換会を行っている。また、同じ「地域研究・生涯学習委員会」のもとにある研究倫理審査部会が、研究活動の公正性確保と研究倫理に関する事項を扱っており、2023年度に「鹿児島県立短期大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程」の整備を行った。集中した研究を行うための国内留学制度も、ほぼ毎年度活用されている。なお、新任教員に対しては、教育・研究・学内運営に関わる説明を事務局が行っている。

以上のことから、FD活動を組織的かつ多面的に実施することによって、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に適切につながっているといえる。

- ⑤ 併設大学がある場合、各々の人員配置、人的交流等、短期大学と併設大学との教員及び教員組織の関係を適切に保っているか。

該当なし。

- ⑥ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性の点検・評価は、人事方針等を踏まえて行っている。人事方針は、毎年度、「自己評価・将来構想委員会」が策定し、この方針に基づき教員選考や昇任を行っている。また、教員選考に関わる規程等は「全学運営委員会」が中心となり、随時見直しを行っている。

点検・評価の結果に基づく改善・向上については、2017年度に「常勤教員の昇任選考を学科が提議することの申し合わせ」を定め、昇任選考の手続における日程等の指針を示したこと、2022年度に、教員選考規程や常勤教員選考のための業

績評価基準の改正を行い、選考の適切性の向上を図っている。

以上のことから、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

7 学生支援

<概評>

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。

学生支援の方針は、「鹿児島県立短期大学の基本方針」において「学生が意欲的に学習に専念でき、満足度の高い学生生活を送ることができるよう、講義・演習・実習等に関わる修学、心身の健康、課外活動、就職活動等にわたって、必要かつ適切な学生支援をおこなう」「学生や教職員が安全で快適な学生生活および職業生活を享受することができるよう、学内の施設・設備の充実・更新をはかり、継続的に教育研究等環境を整備し改善することに努める」と定めている。

これらの方針は、ホームページに適切に明示し、広く社会に公表している。

以上のことから、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する方針を明示しているといえる。

- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

方針に基づき学生支援を行っている。修学支援に関しては、教務課と「教務委員会」、生活支援・進路支援に関しては学生課と「学生委員会」が対応し、教員と事務局が連携をとる体制を整備している。

修学支援として、正課外教育については一部の教員が自主的に編入試験や資格試験の対策を行っている。また、成績不振者の指導は、ゼミ担当教員など、その学生の指導教員が対応している。留年や休学が多い第二部商経学科では、2021年度より、演習を開講しない1年後期、2年前期に「基礎演習」の担当教員が毎月定期的に学生と連絡をとる「二部連絡制度」を始めて、学生の授業への出席状況を確認するとともに学習相談にも活用している。このほか、自宅等の学外で学習する学生からの相談については、教職員が個別に対応している。なお、補習教育・補充教育の対応は行っていない。

障がいのある学生への支援については「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」に基づき、最高管理責任者として学長を定め、必要な措置を行う「障害学生支援委員会」を設置し、支援が必要な場合には、一人ひとりに対応した個別支援チームを置くこととしている。

経済的支援については、2022年度より修学支援新制度として、授業料減免を受

けることができるようになり、新制度開始後は多くの学生が利用している。このほか、奨学金制度や学費等の支援について、『学生便覧』への記載、説明会の開催、ホームページ等により情報提供を行っている。

生活支援については、学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生に配慮する組織として、学生部長のもとに保健室と学生相談室を設けている。保健室と学生相談室は連携して相互に情報交換を行い、必要に応じて学生部長や学生部に報告している。学生相談室は、進路や就職、学業、対人関係、性格上の悩み、経済的な悩みの相談に対応し、心理学担当の教員が担当室長として業務を行っている。

ハラスメント防止に向けた取り組みとして、「教職員によるハラスメントの予防および紛争解決に関する規程」を定めており、加えて「鹿児島県立短期大学ハラスメントの防止に関するガイドライン」を作成している。同ガイドラインを学生にはパンフレットで配付し、教職員には「諸規程集」に含めることで共有し、ハラスメントに関する知識や相談窓口等について周知を図っている。このようにハラスメント防止に向けた規程やガイドラインを整備していたものの、2023 年度に教職員による学生へのハラスメント事案が発生している。当該短期大学では、その背景として、2019 年度以降、定期的なハラスメント防止に向けた研修が不足していたことを自己点検・評価しており、事案の発生に伴い、2023 年 9 月及び同年 11 月、2024 年度にも複数回の研修を実施している。さらに、上記のガイドラインを改正し、新たに「ハラスメント防止のため教職員が認識すべき行動指針」を制定したほか、学生を対象にした「ハラスメントのない修学環境実現のためのアンケート」を実施するとともに、外部の相談窓口を開設するなどのハラスメントの再発防止に向けて取り組んでいる。今後も定期的にハラスメント研修等を行い、短期大学としてハラスメント防止に組織的かつ継続的に取り組むことが必要である。

進路支援については、「学生委員会」と学生課が連携して行っている。学生の将来のキャリアを主体的に想像するために役立つ知識、考え方を身につけることを目的に設けている、1 年次の教養科目「キャリアデザイン」の運営を「学生委員会」が担うことにより、キャリア形成の担当の一元化を図っている。また、学生課職員は、面接指導、履歴書添削、個別面談などの具体的指導にもあたっている。

このほか、学生自治会と「学生委員会」が中心となっていく「二者連絡協議会」において、自治会からの要望を聞き取り、学生からの意見に基づき、全学生が利用できるロッカーの設置が実現している。

以上のことから、学生支援に関する短期大学としての方針を体现するための学生支援の体制は整備しているものの、ハラスメント事案が発生しており、継続的な研修の実施など、学生支援を適切に行うことが求められる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性については、修学支援を担う「教務委員会」と教務課、生活支援・進路支援を担う「学生委員会」と学生課がそれぞれの活動を学科会議や教授会で報告し共有している。「全学運営委員会」では、教務委員長、学生委員長もオブザーバーとして参加して委員会の報告を行い、委員会間の連携をとっている。また、年度末に内部質保証部会がとりまとめる委員会総括（2022 年度までは全学運営委員会が所掌）において、その年度に取り組んだ課題、次年度への継続課題を確認することで、点検を行っている。

点検・評価の結果に基づく改善・向上の事例としては、学生調査書の性別欄の廃止、授業科目「キャリアデザイン」の内容改定、学生に配付する「就職のしおり」の改訂などに取り組んでいる。一方で、2023 年度に発生したハラスメント事案に対しては、項目②で既述したように、再発防止に取り組んでいることから、これらの取り組みの効果や有効性の検証を行い、引き続き改善に取り組むことが求められる。

以上のことから、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

8 教育研究等環境

<概評>

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

教育研究等環境に関する方針は、「鹿児島県立短期大学の基本方針」において「学生や教職員が安全で快適な学生生活および職業生活を享受することができるよう、学内の施設・設備の充実・更新をはかり、継続的に教育研究等環境を整備し改善することに努める」と定めている。この基本方針は、規程集及びホームページに掲載しており、教職員で共有すると同時に、広く一般にも公表している。

以上のことから、教育研究活動の環境や条件を整備するための方針を明示していると判断できる。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

校地及び校舎の面積は、いずれも短期大学設置基準を満たしている。

施設には、教育棟のほか、体育館、附属図書館、大学会館（学生食堂等）、サークル棟を設けており、大学の教育棟は、多くの施設で老朽化が進んでいるもの

の、2016 年に策定した「鹿児島県立短期大学の施設管理計画」に基づき、段階的に必要な改修を実施している。安全面に関しては、耐震化やブロック塀安全対策のほか、夜間の警備員の常駐、大学敷地内に防犯カメラを設置するなどしている。さらに不測の事態に備えるために、「危機管理マニュアル」をはじめ、「危機管理マニュアル事例対応集」「危機対策本部設置要綱」を策定している。衛生面に関しても、新型コロナウイルス感染症への対応として、非接触式のトイレを設置するなどしている。また、「施設管理計画」に基づき、順次バリアフリー対応を進めている。

大講義室や講義室、図書館、大学会館では Wi-Fi への接続が可能となっており、ネットワーク環境を整備している。I C T機器については、講義時に必要な台数のパソコンを教室・演習室等に設置し、講義がない時間にはこれらの教室を学生に開放して便宜を図っているほか、パソコン自習室等を設けて常時学生が自習できる環境としている。また、機器やOSについてもアップデートするとともに、保守管理や利用者サポートは専任の教員が行っており、学生の快適性に配慮している。

情報倫理の確立に関する取り組みについては、「鹿児島県情報セキュリティポリシー」に基づいて、セキュリティ対策、I C Tの利用を行っている。学生に対しては、「情報リテラシー」を1年次の必修科目としたうえで、1年前期の「基礎演習」等の科目でも、倫理性等の必要な知識を提供している。

以上のことから、教育研究活動の方針に基づき、施設、設備を概ね整備していると判断できる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

附属図書館には、図書館用蔵書（書籍及び雑誌）、視聴覚資料等を備え、学生や教員の要望を採り入れながら毎年追加している。また、有料データベースを契約し、館内に設置したパソコンから自由に利用できるようになっている。このほか、広く資料を検索、相互利用できるように、国立情報学研究所目録情報所在サービス、鹿児島県内図書館横断検索システムなどに加盟し、国内外の大学や研究機関、公共図書館等と所蔵情報を共有している。

附属図書館には、司書資格を有する職員を配置している。また、学生、教職員の学術情報へのアクセスを容易にする手段のひとつとして、ホームページを公開し、所蔵資料の検索、電子書籍の閲覧などを可能としており、来館せずに提供できるサービスの拡充にも力を入れている。

以上のことから、図書館、情報学術サービスを提供する体制を備え、適切に機能しているといえる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

研究に対する基本的な考え方に関する方針は、「鹿児島県立短期大学の基本方針」において「本学に所属する教員は、たえず高い学術研究能力とすぐれた実践的教育能力の形成に尽力し、大学全体としては、個々の教員の諸能力が十分に発揮できるような学科・専攻の教員組織を編成するとともに、必要に応じてその適切な改変に努める」こと、また、県内唯一の公立短期大学であることから、「県内唯一の公立短期大学として、県民の文化的かつ知的な生涯学習の一拠点を担い、地域や産業界との連携・協力を重視かつ拡充し、たえず地域の振興・活性化に貢献するよう努める」ことも定めている。

研究費については、教員をその専門性により4つに分類し、それぞれに教育研究活動費を支給しているほか、それぞれの系列に応じて、学生教育実験実習費を配分している。さらに、科学研究費補助金など外部資金への申請を行った教員に対しては、教育研究活動費に追加で配分を行っている。

研究室については、教員ごとに研究室を提供し、教育研究活動に係る備品やネットワーク環境を整備している。

サバティカル研修制度（研究専念期間）は導入していないものの、その代わりとして、国内留学制度を設け、毎年度1名の教員が半年から1年間にわたり留学することを可能としている。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を概ね整備し、教育研究活動の促進を図っていると判断できる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理、研究活動の不正防止のために、研究活動上の不正行為の防止と公的研究費の適正かつ効率的な運用・管理に向け、「鹿児島県立短期大学における公的研究費の管理運営規程」等の関係諸規程を整備している。

研究倫理等に関する研修については、対面で実施していたが、コロナウイルス感染症の拡大を契機として、2023年度からは、独立行政法人日本学術振興会の「研究倫理eラーニング」の受講を義務化するなどの対応を行っている。また、学内審査機関としては、研究倫理審査部会を設け、申請があった時に随時開催し、研究実施計画の倫理的妥当性等について研究倫理審査を行っている。学生に対する教育については、1年次前期に行う「基礎演習（導入ゼミ）」や、卒業論文執筆者に対しては、演習科目において行っている。

以上のことから、研究倫理遵守のための必要な措置を講じ、適切に対応しているといえる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性については、各学科、各委員会（教務委員会、学生委員会、入試委員会等）で、毎年年度末に検証を行い、その報告書を「全学運営委員会」及び内部質保証部会で全学的に点検している。

さらに点検・評価については、外部評価委員会にも提示し、外部評価にも活用している。

点検・評価の結果に基づく改善・向上の取り組みとして、「国立国会図書・デジタル化資料送信サービスの参加」を行っている。

以上のことから、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

9 社会連携・社会貢献

＜概評＞

① 短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

社会連携・社会貢献に関する方針は、「鹿児島県立短期大学の基本方針」において「県内唯一の公立短期大学として、県民の文化的かつ知的な生涯学習の一拠点を担い、地域や産業界との連携・協力を重視かつ拡充し、たえず地域の振興・活性化に貢献するよう努める」と定めている。この方針は、規程集の冒頭で明示し、ホームページにも掲載することで、内部で共有し、外部に対しても公表している。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているといえる。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

方針に基づき地域や産業界との連携活動に積極的に取り組んでいる。連携先は、地場産業、地域や離島の公民館、町おこしの団体、地方公共団体等、多岐にわたっており、地域や産業界との連携・協力については、連携協定を結んでいる鹿児島市と連携協定事業として「若者への投票参加の啓発」「文化薫る地域の魅力作りプラン推進事業」など複数のプロジェクトを実施している。また、地域研究所が採用する研究において、例えば「新型コロナ支援融資等を受けた鹿児島県内中小企業の調査」「奄美大島・泥染めによる美術作品の新作」など、地域の諸問題に関し、人文・社会・自然の各領域にわたる研究・調査を行っている。

地域の振興・活性化に貢献するという点については、大学が主催する公開講座、

金曜講演会、奄美サテライト講座を通じて、大学と住民とがつながることのできる機会を持つことで地域に貢献することを目指している。2023 年度は、奄美群島の日本復帰 70 周年にあたり、金曜講演会と奄美サテライト講座の合同企画として、沖永良部会場、奄美会場、短期大学の図書館会場をオンラインで結んで講演を実施している。

また、お茶の魅力を発信するお茶育サークルの活動、近隣の地方公共団体のポスターの作成、お茶産業が抱える課題をテーマに「日経 STOCK リーグ」に参加し、表彰されるなど、地域と連携する活動が学生の学習に対するモチベーションの向上につながっている。さらに、地元で開催される桜島の遠泳大会でのボランティア派遣や、2023 年に鹿児島県で開催された「特別全国障害者スポーツ大会」では、多くの学生がボランティアとして参加し、学生が主体的に学外での活動に参加している。このように多様な社会連携・社会貢献のチャンネルを持っていることは評価できる。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しており、教育研究成果を社会に還元しているといえる。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

社会連携・社会貢献の適切性については、地域研究所の事業は、年度末に「地域研究・生涯学習委員会」で点検・評価を行い、その報告書を「全学運営委員会」及び「自己評価・将来構想委員会」（2022 年度より内部質保証部会）で点検している。また、学外者向けの講座や講演会については、アンケートを実施し、その結果を教授会に報告して、講座の点検や評価を行い、翌年度の企画・運営のための資料として生かしている。

点検・評価結果に基づく改善・向上の取り組みとして、受講者増加の方策に関し、広報活動の方法について議論し「全学運営委員会」で検討を行い、「地域研究・生涯学習委員会」「広報委員会」がチラシやポスターの送付先を選定し直したことにより、定員を超える申し込みにつながるなど効果があがっている。

以上のことから、社会連携・社会貢献の適切性について定期的な点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

<提言>

長所

- 1) 鹿児島県内唯一の公立短期大学として、多様な社会連携・社会貢献のチャンネルを持っており、長年にわたり奄美群島など離島でのサテライト講座を継続的に開講し、生涯学習・リカレント教育の機会を創出している。また、学生が近

隣の地方公共団体のポスターの作成や茶産業が抱える課題をテーマとしたコンテストに参加するなど地域連携に取り組むなかで学びを実践することで、学習・研究へのモチベーションにつながっていることは評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① 短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。

大学運営に関する短期大学の方針として、「鹿児島県立短期大学の基本方針」において「本学は、大学の理念・目的および教育目標を達成するため、学長のリーダーシップのもとに、学内教職員の積極的な議論や参加にもとづく合意形成を重視し、自律性・合理性・機動性をそなえた適切な学内管理運営をおこなう」と定めている。この基本方針を、規程集及びホームページに掲載し、教職員で共有している。

以上のことから、大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているといえる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

適切な大学運営を行うために、学長をはじめ、学生部長、図書館長、地域研究所長、学科長を管理職として位置づけている。鹿児島県を設置者とする公立短期大学であり、法人化はしておらず、法人組織、理事会はない。学長の選考は、「鹿児島県立短期大学学長選考規程」に基づき、教授会が行っている。基本方針において、学長が管理運営においてリーダーシップを執ることを明示している。学長の専決事項については「鹿児島県立短期大学処務規程」に定めている。教授会については、学則に構成と審議事項を定め、「鹿児島県立短期大学教授会運営規程」に基づいて運営している。

学生部長、図書館長、地域研究所長は三役と総称しており、三役は学科長とともに大学の管理運営などを所掌する「全学運営委員会」、自己点検・評価や内部質保証などを所掌する「自己評価・将来構想委員会」の委員となっている。「全学運営委員会」は図書館長、「自己評価・将来構想委員会」は学長を委員長と定め、管理職が大学運営の基盤組織を担っている。また、教授会の日程、議題を調整する議事運営会議は学長、三役、学科長、事務局長で構成し、定例教授会前までに開催している。

以上のことから、所要の職及び組織を設け、これらの権限等を明示し、それに基づいた大学運営を行っているとは判断できる。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成については、鹿児島県立の短期大学であり、設置者である鹿児島県の一般会計として扱われ、鹿児島県の毎年の予算編成方針に基づき編成され、教育費の中の短期大学費として計上される。

予算執行についても支出専門の責任者（出納員）が「鹿児島県予算規則」「会計規則」「契約規則」等に従い、財務会計システムにより行うので厳正正確である。

設置者が県であり、県の施設の一つであることから、県議会における決算審査、監査委員による監査、監査委員事務局による職員監査、出納室による会計検査のほか、学長による自主検査が定期的に行われている。

以上のことから、予算執行プロセスに基づき、予算編成及び予算執行を行っているとは判断できる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務組織は、事務局、学生部、附属図書館の3組織で構成している。事務局は事務局長のもと、総務課と会計課で組織され、教育研究の円滑な実施を組織管理面や予算執行面で支える役割を担い、学生部は学生部長のもと、学生課と教務課で組織され、教育研究の円滑な実施を具体的な企画・運営面で支える役割を担っている。附属図書館は図書館長のもと、図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他必要な資料等の収集、整理及び提供を行い、学生の学習及び教職員の教育研究をサポートしている。

常勤の事務職員は、原則として、設置者である鹿児島県の知事部局一般職員の中から人事異動により配置され、教育現場未経験の者がほとんどであり、2～4年程度の勤務を経て転出するのが常態であるが、設置者が県職員全体の中から適材適所を旨として定期的に人事異動を行っており、事務組織の活力や一定の事務水準を維持している。また、各委員会及び部会には事務担当課を定め、「委員会規程」に基づき、教職協同で大学運営にあたっている。

職員の人事評価については、設置者が定める規程に基づき、毎年度数回の事務局長等との面談を踏まえながら勤務評定を実施し、勤勉手当の支給率や昇給に反映させているほか、職員の意欲や資質の向上に努めている。

以上のことから、事務職員が2～4年程度で転出する現状においては、中長期的な改革に経験を生かすことができない課題が存在するものの、大学運営に必要な

な事務組織を設け、それらの組織は概ね適切に機能しているといえる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員は、鹿児島県職員として、一般研修、デジタルリテラシー習得・向上研修等の各種研修を受講している。また、大学職員としての専門能力の向上に向け、毎年、全国公立短期大学協会主催の事務研修会や幹部研修会のほか、大学地域コンソーシアム鹿児島のFD・SD研修会等にも事務職員が参加している。

短期大学独自のSD活動として、事務職員を対象に「コロナ禍での大学を支える職員のための健康づくり」等をテーマとしたSD研修を実施している。くわえて、学内のFD活動として実施している研修に事務職員が参加している。

以上のように、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るためのさまざまな方策を実施しているといえる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性については、「全学運営委員会」の所掌事項とし、年度末に全委員会の当該年度の取り組み状況や次年度の課題を記載した「委員会総括」をまとめ、学科会議を通じて全教員が確認し、全学的な点検・評価を行っている。

学識経験者や地域産業界・地域関係者を委員とし、第三者の立場から評価・提言を行う「外部評価委員会」を毎年実施し、外部の声を反映した点検・評価体制も整備していることが認められる。

以上のことから、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みがなされていると判断できる。

(2) 財務

<概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

鹿児島県が設置する法人化されていない短期大学であり、設置者である鹿児島県において、あるべき行財政構造の姿やその実現に向けた改革の方向性を示した「県政刷新大綱」（2005年3月）や、その取り組みの継続的な推進のための「行財政運営戦略」（2012年3月）が策定され、歳入確保と歳出削減の取り組みが行われてきた。その後、社会経済情勢の変化などに対応した持続可能な行財政構造の構築を目的とした「行財政運営方針」（2022年3月）が策定され、更なる歳入確保と歳出削減の取り組みが進められている。この中で短期大学についての特記

事項はないものの、県が目指すべき姿や施策展開の基本方向等を示す「かごしま未来創造ビジョン」（2022 年 3 月）において、「将来の鹿児島を支える人材を育成する場として、時代の要請に対応した教育内容の充実などが必要」であることや、「地元鹿児島の魅力を伝える講義や体験学習の実施、国際感覚の涵養を目的とした学生の海外研修・海外留学の実施など、魅力ある県立短期大学づくりを推進」することなど、短期大学の現状・課題や施策の基本方向が提示されており、県の計画に短期大学が組み込まれていることから、教育研究活動を安定して遂行するための財政計画が適切に策定されているといえる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

予算は、鹿児島県の一般会計として扱われ、県の毎年の予算編成方針に基づいて短期大学の予算が編成され、教育費の中の短期大学費として計上されている。

歳入に関しては、授業料、入学検定料、入学料などの自己収入と外部資金等で構成されており、自己収入は近年において概ね安定的に確保されている。歳出に関しては、人件費や物件費等（教育研究費を含む。）から構成されており、このうち人件費の割合が経年的には減少傾向にあるものの高い水準で推移している一方、教育研究費は安定的に推移している。歳出額は近年において微増にあるが、自己収入とあわせて設置者である鹿児島県の一般会計で大部分が賄われており、教育研究活動を安定して遂行するための財務基盤は確立されているといえる。ただし、短期大学自らが、自己収入が減少傾向にあることを課題として指摘しているように、自己収入の確保により一層努められたい。

外部資金については、科学研究費補助金獲得の取り組みとして、申請した教員に対する追加的費用の予算計上や、獲得経験のある教員との情報交換会の開催が行われており、短期大学全体としては一定金額の獲得に結びついているといえる。今後も、受託研究等の他の外部資金とともに、獲得に向けたより積極的な取り組みが望まれる。

以上

鹿児島県立短期大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
短期大学基礎データ
基礎要件確認シート
短期大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	鹿児島県立短期大学の設置及び管理に関する条例 鹿児島県立短期大学学則 鹿児島県立短期大学の基本方針 鹿児島県立短期大学の入学者受入方針 鹿児島県立短期大学の学位授与方針 鹿児島県立短期大学の教育課程編成方針 鹿児島県立短期大学諸規程集 令和5年度(2023)学生便覧 教育情報の公表(理念・目的・教育目標)ウェブサイト 大学案内2024 鹿児島県立短期大学50年史 鹿児島県立短期大学教育研究等点検・評価規程 外部評価委員会運営要領 鹿児島県教育振興基本計画(第1期) 鹿児島県教育振興基本計画(第3期) 鹿児島県教育振興基本計画(第4期) 2022(令和4)年度鹿児島県立短期大学FD活動報告書
2 内部質保証	鹿児島県立短期大学内部質保証要綱 鹿児島県立短期大学委員会規程 令和4年度委員会・学科総括 令和4年度第10回自己評価・将来構想委員会議事概要 自己点検評価報告書2016年12月 外部評価報告書2017(平成29)年3月 鹿児島県立短期大学に対する認証評価結果 改善報告書2017年度 「情報の公表・公開」ウェブサイト 「認証評価」ウェブサイト 雑誌「くろしお」
3 教育研究組織	沿革 鹿児島県立短期大学附属図書館規程 鹿児島県立短期大学管理職選考規程 鹿児島県立短期大学地域研究所規程 鹿児島県立短期大学教職課程履修規程 鹿児島県立短期大学司書教諭講習科目履修規程 教育の基礎的理解に関する科目等の変更届新旧対照表 鹿児島県立短期大学栄養士養成課程履修規程 内部質保証に関する規程等の整備について(令和4年度11月教授会資料) 広報委員会及び広報編集部会の組織変更(案)(平成29年度7月教授会資料)
4 教育課程・学習成果	受講登録の手引き(2023年度新入生)【第一部】 鹿児島県立短期大学履修規程 鹿児島県立短期大学学生その他短期大学等の授業交流科目履修に関する規程 授業交流制度による修得単位の認定に関する細則

	R5【第一部】卒業判定資料
	講義計画書（シラバス）作成上の留意事項
	令和5年度講義計画書（シラバス）
	新型コロナウイルス感染予防のための授業対策方針（配布用）
	遠隔授業実施基準
	遠隔授業実施届
	令和2年度前期遠隔授業
	遠隔授業実施回数（R2_R4）
	鹿児島県立単位大学IT活用人材育成プログラム（KIT@kentan）運営要項
	受講登録の手引き（2023年度新入生）【第二部】
	外国語科目（英語）に係る技能審査合格者等の単位認定に関する細則
	簿記論Ⅰ，簿記論Ⅱ，原価計算，財務会計論に係る技能審査合格者等の単位認定に関する細則
	情報リテラシーⅠ，文書作成実習，PCデータ活用，PCデータ活用実習に係る技能審査合格者の単位認定に関する細則
	2020年度卒業生「学生満足度調査」（2021FD活動報告書）
	2019年度卒業生「学生満足度調査」（2020FD活動報告書）
5 学生の受け入れ	令和5年度学生募集要項
	第二部リーフレット
	入試業務マニュアル（目次）
	「入試情報」ウェブサイト
	令和6年度学生募集要項
6 教員・教員組織	鹿児島県学校職員定数条例
	教授定員の基本的な考え方
	鹿児島県立短期大学教員選考規程
	鹿児島県立短期大学教員選考規程細則
	鹿児島県立短期大学の常勤教員選考のための研究業績評価基準について
	令和5年度人事方針
	学内の意思決定プロセスに関する確認のお願い（平成24年度5月教授会資料）
	鹿児島県立短期大学学科運営の特例に関する規程
	鹿児島県立短期大学処務規程
	令和5年度学生実験実習費（消耗品費）配分資料
	教員募集要項（大学ウェブサイトの一例）
	鹿児島県立短期大学の常勤教員選考のための業績評価基準について
	助教に係る人事の申し合わせ事項
	鹿児島県立短期大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程
	鹿児島県立短期大学国内留学規程
	鹿児島県立短期大学教員海外出張に関する取扱規程
	教員選考規程第16条および第19条の改正について
	常勤教員の昇任選考を学科が提議することの申し合わせ
	教員募集要項（教育心理学）
	教員募集要項（地域経済論）
7 学生支援	「鹿児島県立短期大学の基本方針」サイト
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領
	障害学生の修学等の支援に関する規程
	障害学生個別支援チームに関する申し合わせ事項
	鹿児島県立短期大学学生相談室規程
	障害学生の入試・履修・試験に対する支援の流れ
	障害学生への支援に関する実施報告書
	休学届・復学届・退学届
	鹿児島県立短期大学授業料等減免規則
	鹿児島県立短期大学教務補助員の設置等に関する要綱
	学生相談室利用要項
	教職員によるハラスメントの予防及び紛争解決に関する規程
	鹿児島県立短期大学ハラスメントの防止に関するガイドライン

	「ハラスメント防止に関するガイドライン」パンフレット
	キャリアデザインのシラバス
	二者連絡協議会規程
	鹿児島県立短期大学におけるハラスメント防止のための教職員が認識すべき行動指針
8 教育研究等環境	鹿児島県立短期大学の施設管理計画
	鹿児島県立短期大学における危機管理マニュアル
	危機管理マニュアル事例対応集
	鹿児島県立短期大学危機対策本部設置要綱
	鹿児島県情報セキュリティポリシー
	図書館リーフレット
	図書館オリエンテーション資料
	鹿児島県立短期大学における公的研究費の管理運営規程
	鹿児島県立短期大学公的研究費に係る不正防止計画
	鹿児島県立短期大学における公的研究費に係る行動規範
	鹿児島県立短期大学研究活動の不正行為防止に関する規程
9 社会連携・社会貢献	令和5年度鹿児島県立短期大学出張講義メニュー
	鹿児島市との連携協定書
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	鹿児島県立短期大学学長選考規程
	鹿児島県立短期大学教授会運営規程
	教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
	鹿児島県立短期大学学科会議規程
	鹿児島県立短期大学議事運営会議規程
	鹿児島県予算規則
	鹿児島県会計規則
	鹿児島県契約規則
	令和4年度教育研究活動費・学生教育実験実習費・大学分（重点推進経費・科研費補助費）配分表
	令和5年度学生実験実習費（消耗品費）配分資料
	学科及び定員等
	鹿児島県立短期大学振興会会則
	職員の任用に関する規則
	鹿児島県会計年度任用職員の任用に関する規程
	鹿児島県立短期大学人事委員会規程
	人事評価実施要綱
	業績評価実施要領
	能力評価実施要領
	職場研修の実施等について（通知）
10 大学運営・財務 (2) 財務	行財政運営指針
	令和6年度当初予算の編成について（総務部長通知）
	令和6年度当初予算要求基準
	令和6年度当初予算要求基準のポイント
	予算編成スケジュール（案）
	かごしま未来創造ビジョン
	県政刷新大綱
	行財政運営戦略
	行財政運営指針
	財務計算書類

鹿児島県立短期大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	「ネクストかごしま」について
	県立短期大学応援プロジェクト
	魅力ある県立短期大学づくり検討委員会【概要】
	第4期鹿児島県教育振興基本計画に関する単年度目標
2 内部質保証	R5年度（第1～2回）内部質保証部会議事録
	令和7年度英文専攻カリキュラム変更
	研究活動の不正行為防止に関する規程
	令和5年度内部質保証部会（委員会・学科総括）
	令和6年度第1回内部質保証部会資料
	くろしおの内校メール
3 教育研究組織	2022年11月教授会資料_内部質保証に関する規程等の整備教授会
	魅力ある県立短大づくり委員会第1回議事録
4 教育課程・学習成果	日本文学講読Ⅶ 第一回 ガイダンス資料
	英語英文学専攻「コミュニケーション概論」説明
	オーラルコミュニケーション授業資料
	日本語日本文学専攻卒業研究シラバス、ゼミ分け説明資料、卒業論文提出資料
	英語英文学専攻卒業研究シラバス、演習Ⅰ（ゼミ分け）説明資料
5 学生の受け入れ	230421_生活科学専攻入試等対応
	令和5年4月生活科学科会議事録
	2023_入試委員会議事録（抜粋）1
	2023_入試委員会議事録（抜粋）2
	2023_入試委員会議事録（抜粋）3
	入試委員会議事録（抜粋）4
	商経学科令和5年度2月商経学科学科会議事録要録_入試関連箇所
	2023年4月定例文学科会議 議事要録_入試関連箇所
	2024年5月定例文学科会議 議事要録_入試関連箇所
	202304 文学科会議資料_入試関連箇所
	202305 文学科会議資料_入試関連箇所
6 教員・教員組織	令和5年度2月教授会議事録
7 学生支援	EnglishCentral 案内ウェブサイト
	令和6年度学生便覧教員一覧
	ハラスメント防止研修ウェブサイト
	ハラスメント対策外部相談窓口
	ハラスメントアンケート概要
	2024FDSD ハラスメント防止講習会資料
	鹿児島県立短期大学ハラスメントの防止に関するガイドライン
	鹿児島県立短期大学におけるハラスメント防止のための教職員が認識すべき行動指針
	二者連絡協議会進行要領
	二者連絡協議会議事録
8 教育研究等環境	事業内容説明書
	国内留学規程関係
9 社会連携・社会貢献	所員会議議案書
	公開講座&奄美サテライト講座の参加者数
	日経 STOCK リーグ第24回実施記録
	令和6年3月外部評価報告書

10 大学運営・財務 (1) 大学運営	定期的な自主検査に関する資料
	2023 年度の事務職員情報
	F D・S D 研修教員参加状況
	外部評価委員会の議事録と開催資料
その他	教育課程の編成・実施方針に関する資料, R6 後期ゼミ数一覧
	個別面談後追加資料説明
	委員会総括 R3_広報委員会
	令和 4 年第 1 回広報委員会議案書
	委員会総括 R4_広報委員会
	令和 5 年第 1 回広報委員会議案書
	R4 市町村統計職員研修日程表
	ICT 技術とプログラミング (日程表)
	栄養教諭等研修会依頼文
	選手団サポートボランティア養成協力校委嘱状交付式について (依頼)
	鹿児島 100km 徒歩の旅学生スタッフ募集
	社会活動参加人数 H30 から R6
	鹿児島県立短期大学学生表彰規程
	糖尿病コンテスト
	住宅設計コンペティション
	鹿児島デザインアワード 2022
	クリエイターズマッチ 2022
	クリエイターズマッチ 2023
	お茶料理コンテスト
	日経 STOCK リーグ
	空き家感謝状
	地域貢献岡田論文

鹿児島県立短期大学提出資料一覧（意見申立）

	資料の名称
8 教育研究等環境	特別全国障害者スポーツ大会競技記録HP